

公 示

公示第 3 5 号

準特定地域における適正と考えられる車両数について

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成 2 1 年法律第 6 4 号）における準特定地域の適正と考えられる車両数（以下「適正車両数」という。）を算定したので下記のとおり公示する。

なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。

平成 2 7 年 8 月 1 9 日

北陸信越運輸局長 江角 直樹

記

別添のとおりとする。

附 則

この公示は、平成 2 7 年 8 月 1 9 日から適用する。

附 則（平成 2 8 年 7 月 1 5 日付け公示第 2 4 号で一部改正）

この公示は、平成 2 8 年 7 月 1 5 日から適用する。

附 則（平成 2 8 年 8 月 1 日付け公示第 3 2 号で一部改正）

この公示は、平成 2 8 年 8 月 1 日から適用する。

附 則（平成 2 9 年 8 月 2 2 日付け公示第 2 9 号で一部改正）

この公示は、平成 2 9 年 8 月 2 2 日から適用する。

附 則（平成２９年１０月１日付け公示第４４号で一部改正）
この公示は、平成２９年１０月１日から適用する。

附 則（平成３０年８月２４日付け公示第３６号で一部改正）
この公示は、平成３０年８月２４日から適用する。

附 則（平成３１年４月５日付け公示第２号で一部改正）
この公示は、平成３１年４月５日から適用する。

附 則（令和元年８月２３日付け公示第３６号で一部改正）
この公示は、令和元年８月２３日から適用する。

附 則（令和２年４月１日付け公示第９９号で一部改正）
この公示は、令和２年４月１日から適用する。

附 則（令和２年８月２８日付け公示第１９号で一部改正）
この公示は、令和２年８月２８日から適用する。

附 則（令和３年８月１日付け公示第２１号で一部改正）
この公示は、令和３年８月１日から適用する。

附 則（令和３年８月２７日付け公示第３４号で一部改正）
この公示は、令和３年８月２７日から適用する。

附 則（令和４年８月３０日付け公示第４９号で一部改正）
この公示は、令和４年８月３０日から適用する。

附 則（令和５年８月３１日付け公示第５７号で一部改正）
この公示は、令和５年８月３１日から適用する。

附 則（令和６年８月３０日付け公示第２８号で一部改正）
この公示は、令和６年８月３０日から適用する。

附 則（令和６年９月３０日付け公示第３８号で一部改正）
この公示は、令和６年１０月１日から適用する。

附 則（令和７年８月２９日付け公示第４１号で一部改正）
この公示は、令和７年８月２９日から適用する。

(別添)

準特定地域における適正車両数

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数(両)		令和6年度末 車両数(両)	令和6年度末車両数と適 正車両数(上限)との乖離 率(%)
		上限	下限		
新潟	新潟交通圏	697	620	928	24.9
	長岡交通圏	261	232	270	3.3
	上越交通圏	148	132	150	1.3
	柏崎市 A	46	41	51	9.8
	新発田市 A	43	38	55	21.8
長野	長野交通圏	375	333	525	28.6
	松本交通圏	303	269	381	20.5
	上田市 A	64	57	77	16.9
	飯田市 A	115	102	141	18.4
富山	富山交通圏	229	203	299	23.4
	高岡・氷見交通圏	139	124	166	16.3
石川	金沢交通圏	1,059	942	1,176	9.9

※上記「令和6年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(以下「タクシー特措法」という。)第2条第9項に定める事業用自動車(一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。)を除く。)の数である。

1. 算定方法

輸送需要量 ÷ (平均総走行キロ × 平成13年度実車率 ÷ 平均延実働車両数) ÷ 365 ÷ 実働率

2. 適正車両数の算定基礎数値

【一般タクシー】

都道府県	営業区域 (交通圏)	輸送需要量の算定		適正車両数の算定				
		令和6年度 総実車キロ	需要量 *1	平均総走行キロ *2	平成13年 度実車率	平均延実働 車両数*2	実働率	
							上限値*3	下限値*3
新潟	新潟交通圏	11,160,285	12,382,399	26,379,835	0.42	180,277	0.80	0.90
	長岡交通圏	3,289,085	3,730,649	6,940,629	0.45	63,992	0.80	0.90
	上越交通圏	2,056,811	2,322,737	4,461,437	0.48	39,640	0.80	0.90
	柏崎市A	830,358	873,979	1,712,883	0.48	12,985	0.80	0.90
	新発田市A	590,838	628,552	1,550,069	0.45	13,976	0.80	0.90
長野	長野交通圏	4,369,265	4,958,457	9,869,710	0.45	98,835	0.80	0.90
	松本交通圏	3,938,802	4,343,344	7,886,747	0.45	72,920	0.80	0.90
	上田市A	877,112	1,015,582	1,777,676	0.48	15,749	0.80	0.90
	飯田市A	1,391,513	1,559,646	3,047,303	0.43	28,211	0.80	0.90
富山	富山交通圏	3,386,200	3,719,678	6,931,579	0.49	61,332	0.80	0.90
	高岡・氷見 交通圏	1,658,121	1,903,128	3,592,963	0.47	36,513	0.80	0.90
石川	金沢交通圏	13,227,288	15,397,528	27,492,986	0.39	217,723	0.80	0.90

※「平成13年度実車率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

*1 需要量は、令和2年度から令和6年度における総実車キロを基に最小二乗法により算定

*2 「平均総走行キロ」及び「平均延実働車両数」は、令和2年度から令和6年度における総走行キロ及び延実働車両数の平均値

*3 実働率の「上限値」は80%、「下限値」は90%の数値